



追悼 青柳孝夫弁護士 P2-P3

弁護士 鎌田 正紹  
弁護士 黒岩 哲彦  
弁護士 小寺 貴夫  
弁護士 柿沼 真利  
弁護士 金湖 恒一郎  
弁護士 石井 一禎  
弁護士 辻田 航  
弁護士 大久保 陽加

事務局 一同

## ごあいさつ

### 暑中お見舞い申し上げます

昭和女子大学理事長・総長の坂東眞理子さんの新著『70歳のたしなみ』（小学館）が評判です。ひとつひとつの言葉が胸にしみます。「人生100年時代」が現実となった今、70代を昔のように「晩年」として生きるのはあまりにもったいない。「昔は良かった」「今どきの若者は」と不満や愚痴ばかり言ったりせずに意識して上機嫌に振る舞うなど、人生を楽しむための具体的な「たしなみ」をアドバイスしています。社会と政治についてはシルバー民主主義が持論、高齢者はもっと政治にかかわった方がいい、経済でも環境でも持続的な視点をもった政治をすすめてほしい。高齢者と中年と青年そして子どもが互いにリスペクトする社会をつくるためにできること、やるべきことがたくさんあります。

弁護士 黒岩哲彦

2019.7.29

発行  
北千住法律事務所

120-0034  
東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階  
TEL 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

広告責任者  
東京弁護士会所属 弁護士 黒岩哲彦  
<http://www.kitasenju-law.com/>

御相談は03-3870-0171まで



青柳孝夫先生は昭和2年、奇しくも後の真珠湾攻撃と同じ12月8日に生まれ、平成30年12月23日に亡くなりました。

# 青柳先生のこと

弁護士 小寺貴夫

私とちょうど昭和と平成の2つ元号の時代を生きました。私とほぼ4半世紀違います。先生は、一貫して、地域での平和と人権、民主主義擁護の運動に大きな役割を果たされました。先生がご自分の心情を書き遺したもので、手元にあるものは多くありません。事務所ニュースに「私と憲法」と題するものがあります。先生は、もの心がついた頃は軍国主義一色で、それが敗戦で、昨日まで鉄壁と思われた旧秩序があっけなく崩壊して行くことは驚天動地の思いだったと、そして、労働者の力が社会に息づき、片山社会党内閣が出現するに及んで、自分たちの手で新しい社会を築くことを意識し、そのとき読み返した憲法が心に響いたと書いています。敗戦のとき20歳前後だった世代にとっては、平和や民主主義に対する思いがどの世代よりも強く刻まれたのだらうと思います。戦前と戦後と、2つの社会を経験した世代の中でも、敗戦のときに既に大人だったか青年期だったかで大きな違いが生じたようです。

先生のご実家は信州の酒造業を営んでいたとのことですが、司法試験に合格する前の4年間、郷里の山あいでも農業に従事していました。弟さんが村長になったこともあって、先生は、もし故郷にいたら村長になっていたとよく言っていました。

また、昭和55年の事務所ニュースには、「リンゴの味」という一文があります。毎年10月にはお母様から先生ご自身が山の畑に植えたリンゴの樹のリンゴ（紅玉です）が送られて来て、荷を開けなくても、その時期の故郷の家や畑の周りの風景が思い出されると書いています。8月下旬には秋の気配がし、9月の末には朝夕の気温がぐっと冷え込み、山々は色づき始め、10月には西のアルプスの峰は日増しに白くなって風景が色とりどりに色づいていく様が心に浮かび、収穫や冬支度を急がされる生活を思い出しています。先生は、若い時は山村での生活は単調だったと言いますが、歳を経て、自然の移ろいを肌で感じながらの生活を懐かしんでいます。そして、慌ただしさに追われているご自身の姿を顧みて、自然の歩みの確かさに似た何かを見定めたいと書いているところには、おぼろげですが、先生の密かな思いや心情が垣間見えるように思います。

仕事などがうまくいかず焦燥にかられたりすることがあります。また、物足りない思いから日常にもっと楽しみを見つけようとすることがあります。私は、「リンゴの味」を読んで、先生もきっとそのような思いが心のどこかにあったのかも知れないと思います。そして、先生もみなと同じ気持ちを持ちながらも一貫した人生を歩まれたことに、尊敬の気持ちを持っています。





# 青柳孝夫先生の経歴

紹介者・弁護士 黒岩 哲彦

青柳孝夫先生は、一九二七年、長野県東筑摩郡坂北村に生まれた。酒造業を営み、祖父、父らが代々村長をつとめる名家の長男であった。小さい頃は、家の中で遊ぶことが好きな、おとなしい子どもだったという。なにしろ長男だったので、将来は自分の家を継ぐのだと思っていたのだそうだ。

ところが、その夢は、先生が中学二年生のときに太平洋戦争が勃発し、酒造りが廃業となりあっけなく破れてし



まった。五年生のときには、勤労動員で名古屋近郊の軍需工場で働かされた。幸い、青柳先生は、熱烈な「軍国少年」ではなかったため、何とか戦争に行かずに切り抜ける方法を考えて、旧制東京農林専門学校農学科（現東京農工大学）に進学した。当時は上級生が兵隊に取られていたため、ほとんど一年生だけという状態で「とても楽しかった」という。

そしてその年の八月一五日に敗戦。一〇月に、学校の前にある府中刑務所から、戦争に反対して投獄されていた共産党の人たちが出獄してきたことに、大きな衝撃を受けた。「マルクス・レーニン主義」を読み始めたこともあって、共産主義に関心を持つようになった。

その後、東京農林は中退し、郷里で半農半学の生活を続けた。一九四六年九月には憧れていた旧制松本高校へ進学するが、このときも学生兼百姓という生活であった。

一九四九年四月には名古屋大学法学部に進学。在学中は、朝鮮戦争勃発、

日米安保条約締結と、日本は激動の時代であったが、青柳先生はその中で、学生運動や反戦平和活動ばかりしていたという。とくに、大学三年当時、学友が政令三二五号違反で逮捕、起訴されたのでその救援活動に当たり、名古屋の自由法曹団の弁護士（天野、桜井、森先生）の活躍に接したことが、後に弁護士になって、迷わず団本部のあった東京合同に入所しようと考えたきっかけにもなったという。

卒業後は、郷里で農業に従事した。りんご栽培等をやりながら、農業では食えないと悟り、司法試験の勉強を開始した。

四年間の勉強の後、司法試験に合格してからは、名古屋で司法修習。そして東京合同法律事務所へ弁護士として第一歩を踏み出した。弁護士になってからは団の事務局の仕事もやりながら、白鳥事件、ハガチー事件、国鉄定員法事件その他の公選法弾圧・労働弾圧事件等に取り組んだ。

また、社会的意義のある事件に取り組むだけでなく、地域の活性化にも

積極的だった。一九六六年には東京東部法律事務所を設立し（創設メンバーは四人）、一九七四年には北千住法律事務所（創設メンバーは四人）を設立した。そして、刑事事件、税金事件等に取り組む一方で、地域の活動にも力を入れ、足立革新区政をつくる会等に参加。昨年の革新民主の吉田足立区長誕生の大きな原動力となった。

青柳先生は、社会の不正に対しては断固として闘いながらも、肩ひじはらず、常に自然体である。あるときは徹底した社会派の顔、あるときは温厚な下町の弁護士の顔、あるときはおっとりした名家の長男の顔で、先生は無数の事件をこなし、かつ、事務所の弁護士をまとめてきた。

六〇歳代になって山登りをしたりして、体調には自信があると言っている青柳先生。

これからも、ご活躍ください。

一九九七年  
自由法曹団古稀団員の表彰より

# 第38回 憲法の集い

弁護士 小寺貴夫

6月24日、竹の塚地域学習センターで、第38回「私たちの暮らしと憲法を考える集い」が開かれました。「憲法の集い実行委員会」が、1982年から続けているものです。最近は憲法と平和というテーマの下に、様々な分野の人に自由に話をしてもらっています。もちろん、平和とは、日本国憲法の武力によらない平和のことであって、戦争や脅して作る「平和」ではありません。

ゲスト・松本ヒロさん



撮影・橋蓮二

今年は、松本ヒロさんの「ライブ」を楽しみました。270人の人々が集まり、会場はほぼ満席でした。

松本ヒロさんは、パントマイムから始め、マルセ太郎を「師匠」にしました。声と体の動きだけで、複数のキャラクターを演じます。ヒロさんの風刺は会場の爆笑を何度も誘いました。いかにも俺様然の安倍首相についてもそうでしたが、秀逸だったのは口をゆがめて「下々の皆さん、」と言う麻生大臣の仕草でした。

ヒロさんは、立川談志も心の師匠にしていましました。時事ネタを得意とするザ・ニューズペーパーを辞めて独立したのは落語の面白さや自由さに惹かれたからだと言います。カツラや変装をしなくても、1人の体一つでいろんな人間を演

じ、みんなが、そうだ、なるほど、と思う人間の気持ちを表現して、共感や笑いを誘います。

「改憲」派は、日本国憲法は押しつけられたものだと言います。でも、ヒロさんは、良い物をもらったときに押し付けられたとは言わないものだと言いました。

ヒロさんのリードで「そうだ」と会場の全員で掛け合うシーンもありました。炭酸水は、「ソーダ」、・・・は、「そうだ」、安倍首相は辞めた方がよい、「そうだ」と。

「憲法くん」では、ヒロさん自身が「日本国憲法」になって憲法の思いを語ります。今年72歳です。憲法の「前文」を、一気に暗唱しました。私も何度も読んでいますが、これを覚えるのは並大抵のことではありません。たとえ覚えても暗唱するにはすごい集中力が必要です。ヒロさんは、何度も暗唱しているうちに意味が分かってきたと言います。「憲法くん」の3つの柱（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）の順番が大事なんだと語りました。国民が主人公であって総理大臣や国会議員は国民から託された存在に過ぎず、一人一人の人権が尊重され個人の尊厳が守られる社会でなければならないと、そのためには平和でなければならないと。また、憲法は、国民が権力を縛る法であって、普通の法律とは違うんだと・・・。安倍首相は自らが国家のような顔をするが、それは国民から付託された権限なんだ、勘違いしてはいけないと。

沖縄県民の声を無視して辺野古の埋め立てを進める強権的な政治、森友で見え見えのフェイクでも居直る官邸、事実をなかったことにする政治、官邸を忖度する官僚たち。

こんな政治が続いていますが、それでも、みんなが認めているわけではありません。ヒロさんは、与党を支持する人たちの集まりでも「権力」を風刺して共感と笑いを誘っています。

ヒロさんは、人間の面白さだけでなく、誰もがそうだと共感する気持ちをベースにして、人間の意思や強さを引き出しているように思います。



撮影・橋蓮二

松本ヒロさん プロフィール  
鹿児島県生まれ。鹿児島実業高校在学中、全国高校駅伝で区間賞。法政大学在学中に陸上の道から芸の道へ。「お笑いスター誕生」で優勝。「土曜ワイド芸能大賞」受賞。ザ・ニューズペーパーの結成に参加。その後、退団、ソロ活動開始。ソロライブ『ひとり立ち』を定期的に行っている。絵本『憲法くん』を出版。テレビ・エッセイ・ライブで活躍している。



# 憲法改正問題について

弁護士 辻田航

1 安倍首相の“悲願”とされる憲法改正ですが、自民党は2018年に引き続き2019年の通常国会でも、改憲に向けた議論を全く進めることができませんでした。

2 すでにお忘れかもしれませんが、2017年5月3日に安倍首相は、東京オリンピックが開催される2020年までに改憲を実現させる方針を打ち出しました（オリンピックと憲法改正には何の関係ありませんが・・・）。それから自民党は、せかせかと憲法改正の条文案を用意し、2018年3月25日の自民党大会で4項目の改憲条文案（自衛隊明記、教育、参議院合区解消、緊急事態条項）を示しました。そうして安倍首相と自民党は、2018年10月からの臨時国会で、自民党の改憲案を国会で示し、憲法改正の発議に向けて動き出そうとしました。

3 しかし、それから現在に至るまで、国会で憲法改正に向けた議論は全く進んでいません。衆議院・参議院ともに「改憲勢力」の議員が2/3を占めているにもかかわらずです。こうなった理由の一つは、主要野党が「安倍首相の下での改憲には反対」という一致点でまとまることができたことです。安保法制（戦争法）や共謀罪など、違憲の疑いが極めて強い法律を強引に作ってきた安倍首相の下では、憲法改正を進めることは危険だという考えで野党は一致しました。野党がまとまって対抗したことで、与党も強引に憲法改正を進めることができなかつたのです。

また第二に、安倍首相の“悲願”だとしても、ほとんどの国民は憲法改正を積極的には望んでいませんでした。ここ数カ月間の世論調査で「首相に期待する政策」として「憲法改正」を挙げた人はわずか10%程度です（なお、一番期待されている政策は「社会保障の充実」です）。安倍首相や自民党のやりたいことは、国民の望むことから大きくズレてしまっていたのです。

4 今の日本には、「年金問題」を始めとして、政治が優先的に取り組まなければならない問題がいくつもあります。安倍政権になって6年以上経ちますが、そういう問題にまじめに取り組んできたと言えるでしょうか。「憲法改正」のような首相個人の願いではなく、本当に優先すべき課題にきちんと向き合う国会や政府が、今こそ必要とされていると思います。



# 離婚のあれこれ

弁護士 金湖恒一郎

3組に1組が離婚するといわれる時代。つい先日も、大物芸能人の離婚報道がありましたね。今回は、離婚の話題になるとよく出てくる「財産分与」「婚姻費用・養育費」についてお話ししましょう。

## ① 財産分与って何？

財産分与については、民法に以下の規定があります。

第768条

1. 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。
2. 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。
3. 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

…これを読んでも、「離婚に際して、財産分与の請求ができること」「話がまとまらなると、家庭裁判所が出てきてはっきり決めてしまうこと」くらいしかわかりませんよね。財産分与の話になるとよく出てくる「2分の1ルール」についても書かれていません。ですので、もう少し詳しくご説明しましょう。

したがって、婚姻前に夫（妻）が購入したマンションがあったとしても、それは財産分与の対象とならないこととなります（ただし、住宅ローンが残っている場合、別途の考慮が必要となるケースがあります）。また、別居後は「共同生活」をしていないので、財産分与の基準時は「別居時」となり、別居後に形成された財産は財産分与の対象となりません。

また、婚姻期間中であっても、相続により取得した財産などは、「夫婦が協力して築き上げた」財産とはいえませんから、やはり財産分与の対象となりません。

財産分与とは、平たくいうと、「夫婦が共同生活しているときに形成した財産は、夫婦が協力して築き上げたもので、その貢献度は原則として同じだから、離婚時には、夫婦どちらの名義であろうと、半分に分けましょう」というものです。

ポイントとなるのは、  
「夫婦が共同生活しているときに形成した」というところです。

この、「夫婦が共同生活しているときに形成した」という点（財産分与の基準時が別居時である点）は、次にお話しする「婚姻費用」とも密接に関係してまいります。



## ② 婚姻費用って何？

婚姻費用とは、「夫婦が共同生活を維持するためにかかる費用」のことです。夫婦は互いに扶助義務を負うので（民法752条）、婚姻費用についても、お互いに分担することとなります。

費用を分担するといっても、同居しているときは、「財布はひとつ」ですので、特に何かしなければいけないということはありません。問題は、別居したときです。別居すると、「財布はひとつ」ではなくなります。婚姻費用分担義務は別居してもなくなるので、一方が他方に婚姻費用を支払う必要が出てきます。

婚姻費用算定の考え方ですが、ざっくり申し上げますと、「夫と妻が、それぞれ婚姻費用に回すことができる収入（これを「基礎収入」といいます）を、それぞれの世帯にかかる生活費の割合で案分する」ということとなります。この説明、非常にわかりづらいと思いますが（汗）、実際には、「算定表」という表にあてはめればだいたいの額がわかるようになっていますので、ご安心ください。（調停においても、この「算定表」をベースに話し合いが行われます。）

ここでポイントとなるのは、夫婦が互いに婚姻費用分担義務を負うのは、**婚姻期間中のみ**という点です。

つまり、離婚してしまえば、（考えてみれば当たり前ですが）、婚姻費用を支払う必要はなくなるのです（子どもがいる場合、養育費の支払いは必要となります）。

先ほど、財産分与の基準時は別居時と申し上げましたが、婚姻費用の支払義務は、離婚するまで続きます。これはどういうことかといいますと、財産分与でもらえる額というのは、別居時を基準に固定されるわけですが、婚姻費用は、離婚が成立するまでもらえるわけです。

そうすると、相手の収入が自分に比べてかなり高いという場合、慌てて離婚しないで、できるだけ長く婚姻費用をもらった方が得、ということになります（相手の立場からすれば、一日も早く離婚を成立させた方が得、ということになります）。

たとえば、夫が妻に財産分与として500万円の支払義務を負い、婚姻費用は月10万円、子どもはおらず、慰謝料も発生していない、というケースで考えますと、すぐに離婚した場合、妻がもらえるお金は、

**財産分与の500万円のみ**ということになります。

3年後に離婚するという場合、

**財産分与の500万円 + 婚姻費用10万円 x 12カ月 x 3年 = 860万円** もらえることとなります。

このように、離婚に関するお金の動きについては、それぞれの制度の性質を理解して、賢く考える必要がございます。ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談くださいませ。



# ＼ちょっとむずかしいかも？/ 相続法の改正について

弁護士 辻田 航

詳しくは  
当事務所へ  
お電話を

**2019年7月、相続法（民法の相続に関する部分）が  
約40年ぶりに大きく改正されました。相続人の範囲や法定相続分  
については変わりませんが、主な改正点を簡単にご紹介します。**

## 1 配偶者の居住権の保護

- (1) 婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用の不動産が遺贈・贈与された場合、被相続人としては特別受益（＝相続分の前渡し）としない意思表示をした、と推定されます。
- (2) 被相続人の配偶者が、遺産となる建物に相続開始時に住んでいた場合、遺産分割や遺贈、家庭裁判所の審判などにより、原則として終身、その建物に無償で住める権利（配偶者居住権）を設定できるようになります。
- (3) 被相続人の配偶者が、遺産となる建物に相続開始時に住んでいた場合、遺産分割が終了するまでの間（最低6カ月間）、無償でその建物に住めることとなります（配偶者短期居住権）。

## 2 遺産分割

- (1) 遺産分割前に相続人の一部が財産を処分した場合に、処分相続人以外の相続人全員の合意があれば、その財産を遺産分割の対象にできるようになります（今までは、遺産分割とは別の手続で争う必要がありました）。  
ただし、特定の相続人が財産を処分したことが明らかな場合に限りません。
- (2) 遺産の一部分割を認めることとなります。
- (3) 遺産分割前に、個々の相続人が裁判所の判断を経ず、上限額（「相続開始時の預貯金額×1/3×法定相続分」又は150万円のうち、低い方の金額）までは遺産の預貯金を引き出せることとなります。

## 3 遺言

- (1) 自筆証書遺言で、本文に添付する財産目録を自書する必要がなくなります（ただし、遺言本文は自書する必要があります）。
- (2) 法務局での自筆証書遺言の保管制度ができます。

## 4 遺留分

遺留分を侵害する贈与・遺贈に対する遺留分減殺請求権が、金銭債権になります（今までは、遺留分を侵害する行為を消滅させる権利でした）。

## 5 相続人以外の者による特別の寄与制度

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護などを行った場合、一定の要件の下で相続人に対して金銭請求をすることができるようになります。

## 6 施行日

改正法は、原則として2019年7月1日から施行されています。

ただし、配偶者居住権に関しては2020年4月1日からなど、いくつか例外があります。

**今回の改正点は複雑なものが多く、理解するのはなかなか難しいと思います。  
詳しくは、当事務所の弁護士までお気軽にご相談ください。**

# 残業代請求について

弁護士 柿沼真利

皆さんは、日頃の働く環境の中で、長時間働いていて、「残業」をしているであろうにもかかわらず、残業代が支払われていない、ということはありませんか。

また、場合によっては、そもそも職場に出退勤時間記録のためのタイムレコーダーなどがなく、現実にはどのくらい働いているのか、「残業」になっているのかも良く分かっていない、なんてことも…

そもそも、労働者が、会社で決められた労働時間を超えて労働すれば残業代が発生します。また、一部例外もありますが、1日8時間又は週40時間を超えて働いた場合には、法律に定められた割合による「割増賃金」が発生します。


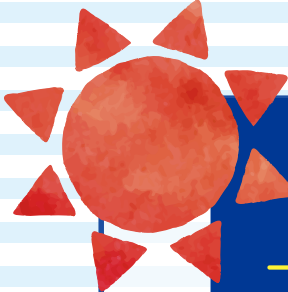
そして、例えば、前述のように、タイムレコーダーによる記録などがないような場合でも、会社の業務日報や、仕事で使用しているパソコンのログなどから、出退勤時間を割り出し、請求が認められることがあります。また、弁護士にご依頼いただければ会社が持っている証拠を収集し、これに基づいて請求することもできます。

残業代請求の法的手段としては、弁護士を通じた交渉、あるいは、裁判所での労働審判手続き・訴訟の提起などがあります。特に、訴訟に比較して短期間で終了させる労働審判手続きは使いやすい手段と言えます。

ただし、現行法上、残業代の時効は、毎月の給与の支払期日から2年とされており、その期間内での請求が必要です。逆に言いますと、例えば会社を辞めてしまったような場合でも、請求時から2年分については遡って請求できるということでもあります。







# 足立区戸籍業務の民間委託による プライバシー侵害裁判の事件の概要と裁判の経緯 結果について

弁護士 石井一禎

## 第1 事件の概要

- 1 平成25年3月25日、足立区は、戸籍窓口等の窓口業務を富士ゼロックスシステム株式会社（以下「富士ゼロックス」といいます）との間で外部委託契約（以下「本件委託契約」といいます）を締結しました。  
そして、平成26年1月1日から、本件委託契約に基づき、足立区役所の窓口業務（以下「本件委託業務」といいます）が開始されました。  
当時、足立区長の近藤区長は、本件委託により、「サービス向上、コスト削減」と説明していました。  
しかし、本件委託には、以下のような問題がありました。

### (1) プライバシー侵害の危険

戸籍には、個人の出生・死亡、婚姻等の重要な親族法上の身分関係の個人情報に記載されており、本件委託により、外部の受託業者（本件では富士ゼロックス）に流出する危険があるものでした。

### (2) 地方自治法第2条14項、15項違反

地方自治法第2条では14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定され、同条15項では「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされています。

本件委託により、待ち時間の増加などにより、サービスは低下しました。

これは、上記地方自治法に違反する疑いのあるものでした。

### (3) 戸籍法違反

委託業務開始後の、平成26年2月1日、東京法務局から本件委託業務について、調査する旨の通知があり、同年2月25日、東京法務局の調査が行われました。

上記調査のなかで、受理決定の処分決定について権限のある区の職員による審査前に、受託業者が受理決定の入力を行っていたこと、窓口において受託業者による受理しないで、区民を帰させる行為が行われていたこと、補正・付箋処理についても何ら権限のない受託業者がおこなっていたことが判明しました。

### (4) 労働者派遣法違反24条の2違反の是正指導

さらに、同年4月30日、東京労働局による調査が行われ、以下の問題が判明しました。

本件委託業務では、「エスカレーション」と称した行為により、疑義照会をすることが定められており、足立区が富士ゼロックスの業務に関与することがあらかじめ想定された内容になっていたことがわかりました。つまりこれは、本件委託契約が、請負契約であるのに関わらず、注文主（足立区）が請負人（富士ゼロックス）に指揮・命令することになっていたのです。これにより、同年7月15日、労働者派遣法24条の2に違反するとは是正指導が東京労働局から足立区に対して行われました。





## 第2 裁判の概要

### 1 提訴の経緯

このように、本件委託契約は、上記のような違法事由がある内容のものでした。

そこで、2015年1月21日、足立区の住民は、違法な契約に基づいて足立区が富士ゼロックスに本件委託契約に基づいて、委託料を支払ったことは、違法・無効な公金支出であると考えて、近藤区長に対して、本件委託契約に基づいて支出された委託料の返還(平成25年7月から平成27年9月までの委託料、総額2億3500万4500円)を求める住民訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

### 2 裁判における原告らの主張

期日において、原告らは足立区と富士ゼロックスとの間で締結された契約書(業務手順書)の記載内容から、本件委託契約の内容が、戸籍法違反、労働者派遣法違反を前提としたものとなっていたこと、及びこれら戸籍法違反や労働者派遣法違反を足立区が認識した上で、本件委託契約を富士ゼロックスとの間で締結し、かつ委託業務を行わせていたことを指摘しました。

また、この裁判とは別に、富士ゼロックスが足立区に毎月提出していた月次報告書が情報公開審査請求において、開示の範囲を広げる決定がなされました。原告らは、開示された月次報告書に記載された内容から、本件委託業務では、戸籍法違反や労働者派遣法の違反の事実、さらに直営時代では考えられないミス等が発生しており、本件委託によりサービスが低下した旨の主張を展開しました。

さらに、戸籍の業務に長年携わってきた方を専門家証人として申請し、戸籍業務の専門性が高いこと、戸籍業務が高度の判断を伴うものであり、足立区が行っている委託方法では、戸籍法違反や労働者派遣法違反は免れないことを証言して頂きました。

### 3 裁判運動の成果

これら、東京法務局や東京労働局による是正指導や裁判闘争により、当初の本件委託業務の範囲は変更・縮小され、直営に戻った業務がいくつかありました。具体的には、戸籍異動や入力・移記入力等の業務、戸籍の移動に伴う住民異動の受付・入力作業の業務の一部、委任状による証明書等の発行申請や第三者請求の場合の受付、入力、発行、照合業務、不交付の場合の案内については委託業務から外れて、区の職員が行う直営にもどりました。

このように、重要な業務が直営に戻ったことの実績が、戸籍等の民間委託が失敗に終わったことの証であるといえます。

### 4 判決の内容

判決の内容は以下の通りでした。

**主文** 原告らの請求を棄却する

**主な理由**

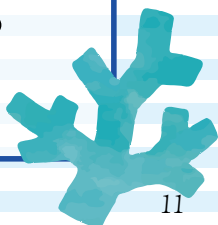
「本件委託契約は、足立区が、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けているとは認めない参加人から労働者派遣の役務の提供を受けることを内容とする労働者派遣法24条の2に違反する契約であったと認められる」

「本件委託契約は、労働者派遣法24条の2に違反する違法なものであったといえるが、私法上無効であるとまではいえない」

つまり、戸籍業務の民間委託は労働者派遣法違反の契約であったが、契約を無効にする程度の違法性は認められないということで、請求は棄却されました。

しかし、理由中では、労働者派遣法違反であると明示しており、このような公的業務の民間委託が労働者派遣法に抵触する可能性を示した裁判例として、全国的な公的業務の民間委託の流れへの歯止めになる判決になると思われます。

以上





# 【事件報告】

## 福島原発被害ADRについて

弁護士 柿沼真利

当職は、2011年3月に東京電力・福島第一原子力発電所で発生した爆発・放射性物質漏れ事故による被害について、東京電力に対し損害賠償を請求する方々の弁護団に参加し、2014年9月に、福島県川俣町に所在する小網木地区の住民の方々（500名以上）の代理人として、居住地域の放射能汚染による精神的苦痛についての慰謝料請求を内容とするADRを申し立てる事件を担当していました。



会見に臨む柿沼弁護士(左端)

上記の件は、3年以上に及ぶ審理を経て、昨2018年2月に、ADRセンターより和解案が提示され、住民側は、金額の低さなどに不本意ながらもこれを受諾する意向を示しました。ところが、これに対して、東電側は頑なに拒否し続け、結局、昨年12月に、手続きが打ち切られてしまいました。

この点、東電側は、近時、原発事故被害に関する住民による集団ADRについて、上記の小網木地区の事例だけでなく、福島県浪江町の集団ADR（申立人1万5313人）福島市渡利地区の集団ADR（申立人3107人）などでも、ADRセンターによる和解案の受入れを拒否し、結果、手続きが打ち切られています。

本来、福島原発事故被害に関するADR手続きは、同事故による紛争の早期解決、被害救済を図ることを目的とした制度であり、東電側も、ADRセンターの和解案を「尊重」する旨を建前上では述べてはいますが、その実態は上記のような状況にあります。

特に、東電側は、和解案拒否の理由の一つとして、「中間指針」の存在を挙げています。

しかし、中間指針はあくまでも早期解決のための目安の一つに過ぎず、これを超える賠償責任を否定するものではありません。その旨は、複数の地方裁判所での裁判例でも判示されています。

また、国は、そのように東電側が中間指針を盾にして和解を拒む状況を是正するためにも、中間指針の見直し、さらには、東京電力に対する和解案受諾への指導を行うべきです。



小網木地区の風景





# 漢字について

弁護士 鎌田正紹

# 令和

もともと日本の古代史に興味はなかったが、いつごろからか、どうして日本に文字が生まれなかったのか疑問に思うようになった。

たしかに、大陸から伝来した発音も語順も全く違う漢字を工夫して取り入れ、ひら仮名・カタカナも作って日本語として活用してきたが、大本になる文字を生み出すことはできなかったのである。

今年は元号が令和に替わり大騒動にされてしまった。

令和は国書からと言われたが、中国の書物に記述があることが分かり、中国の文化の奥深さを知ることとなった。国書という万葉集にしても、当時ひら仮名は生まれておらず、原典は難しい漢字だらけで、ごく一部の人だけが読み書きできただけで、庶民とは縁のないものだったことも知らされた。

そして、当時、日本は中国の制度を真似て刑罰・行政の仕組みを作り律令国家を目指したが、「令」はまさに国家のかなめを示す字であることも知らされた。

また、6世紀に漢字・仏教が伝来する前、日本から大陸に使いを出したり貢物を送ったり、半島とは多くの人が行き来し、実にさまざまに活発な交流・交易を行っていたことも知らされた。

「令和」に関する講釈はまことにつまらないが、当時の時代・背景に思いをはせることで、日本は古代から中国・朝鮮と熱心に交流・交易を行い、あらゆる面で大きな影響を受けてきたこと、日本はアジアの東端に位置しており、東アジアの国々と友好・協同・共存をはかっていくことがとても重要であることをあらためて認識する契機ともなったのではないかと思う。

今、東アジアでは、アメリカ一辺倒・言いなりの政策しか持たない日本を脇において、米・中・韓国・北朝鮮・露の国々が、衝突・対立・あつれきをはらみながらも、大局的には平和の構築に向けた動きが始まっている。

今こそ日本は、歴史と地政をふまえ、東アジアの国々と正面から向き合わなくてはならないのではないかと思う。

# レイワ

# 래이와





# 祖父や父の時代の記憶

弁護士 小寺貴夫

朝ドラの「おしん」が再放送中です。時代は大正8年、おしんは20歳です。山形の山村の小作農の娘が東京に出てきて髪結いになりました。当時、女性は、日本髪を結っていました（6月中旬の放送分です）。当時の日本の生活や社会の様子を想像することができます。私の父は大正一桁生まれで、その頃、まだ生まれたばかりです。

父は満州事変の数年後に「外地」の学校に進学し、卒業後、兵役に就きました。父が当時の社会情勢をどうとらえ、自分の人生をどのように考えていたのか聞いていません。私が大人になってから父の話を聞いたことがないのが残念です。

昨年、田舎に帰ったとき、父の卒業アルバムを見つけました。昭和14年頃です。科目には教練があって、軍人が教官として写っていて、最前列の学生は軍刀を持っています。両親から聞いたことのある「教練」という言葉を思い出しました。でも、写真を見るまでは忘れていました。調べてみると、当時、外地の旧高等教育機関は、文部省ではなく、台湾総督府、朝鮮総督府、あるいは外務省等の管轄でした。

同じ世代の日高六郎氏は、「私の平和論」（岩波新書）で書いています。氏は、山東半島の青島の小学校に入学し、居留民保護で山東に出兵した兵隊に守られて小学校に通っていました。青島はドイツがつくり、第一次大戦で日本が占領した街でした。日本は、軍事力をもって中国にこのような「居留民」の街を確保していたのです。中国の人々の心の中には、おそらく憎しみがあったことでしょう。日本は、軍事力で朝鮮半島や中国を支配しましたが、結局は、敗れて、中国全土から150万もの日本人が引き揚げることになりました。

今、徴用工問題で、日本と韓国の関係が悪化しています。戦後70数年経っても問題が終わっていません。軍事力による支配や韓国併合、植民地化は、世代が代っても長く問題を残しています。

最近では日清戦争から太平洋戦争までを通して50年戦争という呼称が使われています。明治維新で日本が「国民国家」をつくったとき、指導者は中国や朝鮮に対して強硬で大国主義的でした。維新を支えた万世一系の天皇思想は、対外的には大国主義思想になりました。明治6年1月に徴兵令が出されると、明治7年（1874年）5月には台湾に出兵しました。最初の海外派兵です。このとき日本はまだ継続して出兵を維持し拡大する軍事力や意思はありませんでしたが、日清戦争以後は、アジア諸国と戦争をする継続的な意思を持ち、大陸に確保した利権や植民地を維持し拡大することが、敗戦に至るまで、日本の国家目標となりました。

幕末、維新後の近現代史は、なかなか難しい。しかし、アジア諸国と友好関係を築こうと思ったら、蔑視と暴力で50年にわたってアジアと戦争を続けたことを忘れるわけにはいきません。





# パラリーガル PARALEGAL

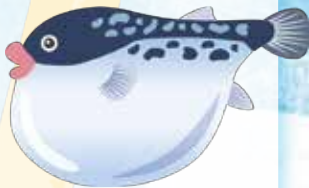
## 事務局より

こ 数年ふるさと納税の話題や宣伝を見聞きする機会が増えました。

私の「ふるさと」といえば母の故郷、山口県・萩です。私が生まれ育った土地ではありませんが、幼い頃、夏休みに母に連れられて姉と共に頻りに訪れていました。住まいの玄関から目の前の海まではほんの数歩。素晴らしい眺めです。そこでたくさんの思い出ができました。昨年親戚の葬儀のため久しぶりにその地に降り立ち、目にした景色は数十年前の記憶とほぼ同じでした。亡くなってしまった方への淋しい想いはもちろんのことですが、いつも変わらずにあなたかく迎えてくれるご家族にうれしい気持ちも込み上げてきて、つつい童心に戻ってしまいます。

「ふるさと」と言える場所と人たちがいることに、改めて感謝です。

事務局 持田理恵



「子 (ねずみ)」から始まる十二支の最後を締める「亥 (いのしし)」再び「子」へバトンを繋ぐ役割を果たす「亥」は、その威風堂々とした雰囲気から、風水では「無病息災」「一生食べるのに困らない」といわれる動物なんだそうです。新年を迎える度に猫年もあったらいいのになと思いますが、子 (ねずみ) に騙されて、神社に行く日を間違えてしまったため、神様に選んでもらえなかったとか。日本や中国の干支に猫はありませんが、タイやベトナムなどの干支には卯 (うさぎ) の代わりに猫があるそうです。ちょっとうらやましいな。

事務局 秦野信代



高 齢者の財産管理や、後見事務、また相続や破産事件などに携わっていて痛切に感じるのは、法律だけではなく、社会保障や、税金、金融資産、保険、家計管理、不動産など幅広い知識が必要であるということです。

そこで、ファイナンシャルプランナーの勉強を今更ながら始めてみました。試験というものに何十年ぶりに挑戦し、AFP (日本FP協会認定) を得ることができました。それらの知識がお役に立てるよう今後も努力していきたいと思えます。



事務局長 坂崎恵美子

「特 殊詐欺 (振り込め詐欺等) なんて、お金のないうちには関係ないよ (笑)」と思いませんか？



そういう場合に備えて、電話をかけた「家族の二セモノ」は、「いくらなら準備できる？」と聞き返します。2万円でも3万円でも送金してもらえれば儲けものです。東京都の最低賃金 (時給) は985円、5～10分の電話でそれだけ稼げれば充分なのです。

ところが、ダマされた方は金額の多少にかかわらずとても傷つき悩みます。ひどい話です。

せっかく法律事務所とお近づきになれたのですから、心配があったら当事務所の先生方にもお気軽にご相談くださいね。

事務局 蔵明子

あ あまりの人気に、ドラマ「おっさんずラブ」見てみたら、1年遅れですがハマってしまいました。主に男性同士の恋愛を描いた、笑って泣けるコメディです。底抜けに明るくて老若男女に人気の理由が分かりました。このドラマのように、男も女も関係ない世の中になりますように。8月23日映画版も公開です (と、ここで勝手に宣伝してみる)。

事務局 景山紫穂





## 法律相談のご予約の流れ

①お電話またはホームページでご予約を受け付けています。

お電話 **03-3870-0171** 受付時間：平日 午前10時～午後6時まで  
※ご相談の内容を簡単にお尋ねいたします。

②ご予約当日、当事務所にお越しいただき、弁護士と面談してご相談をいたします。

(通常の相談料は30分5400円です)

ご相談料のご負担が難しい方については、法テラスの制度を使ってご相談料が無料となる場合がありますのでお問い合わせ下さい。(条件あり)

## 各種セミナー・講演 承ります

お気軽にお問い合わせください

～夏季休業のおしらせ～

誠に勝手ながら、8/14(水)～8/16日(金)

夏季休業とさせていただきます。

編集後記

事務局の日々の業務のなかでも比較的時間のかかるものに『相続人調査』があります。相続人を確定させるため、日本の南端から北端の市町村へ、ときには海外まで、戸籍謄本類を郵送で取り寄せています(戸籍がない国もあります)

亡くなられてからすでに数十年経つなど複雑な事案になりますと、最後の相続人ひとりが確定するまで、数カ月かかることもあります。(早め早めの弁護士へのご相談を勧めているのはこのためです)

たくさんの戸籍を同時に取り寄せていくなかで、『東京大空襲で焼失しました』という場合もめずらしくありません。(東京墨田区など)

時には、昭和19年、20年頃、一度も耳にしたことがない亜熱帯の島々の〇〇村で戦死・病死(第〇部隊〇〇隊長が確認)といった記録を見つけることもあります。現存する戸籍にはこのようなことが、消えかかった手書きの文字で、ひっそりと、実に淡々と書かれており、突然息をのむことがあります。(景山)

**【予約制】 30分無料相談カードをご利用ください (通常5400円)**

切り取らなくても結構です。お知り合いの方にも是非お渡しください。

相続・遺言・後見・不動産・借地借家・離婚・男女問題・交通事故・借金問題  
労働問題・刑事事件・消費者問題・債権回収・会社取引 その他

お電話にてご予約のうえ、当日ご持参ください ☎ : **03-3870-0171**

※注意事項 ご相談1回につき、1枚になります。30分延長される場合は、通常の相談料5400円がかかります。

**30分無料  
相談カード**



予約制

北千住法律事務所

**03-3870-0171**

**30分無料  
相談カード**



予約制

北千住法律事務所

**03-3870-0171**

**30分無料  
相談カード**



予約制

北千住法律事務所

**03-3870-0171**